十五　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十六　償還期限　平成五十六年十二月二十日
十七　償還金額　額面金額百円につき百円
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十七年二月九日

○財務省告示第八十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年二月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（四十年）（第七回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　利回り競争入札発行　各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　利回り競争入札発行　額面金額で三千九百九十五億円
うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千六百二十八億六千六百五十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千四百億四千九百二十万円、同法第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九百六十五億八千四百二十五万円
特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で五百八十九億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　四千百六十九億九千八百十万円
七　払込金額
イ　利回り競争入札発行　六百十四億七千九百八十二万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　八　最低額面金額　五万円
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　振替単位　平成二十七年二月二十六日
十　発行日　額面金額百円につき百四円三十八銭
十一　発行価格　年一・七パーセント
十二　利率　(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{159}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十三　経過利子の払込み　平成二十七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　初期利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　第二期以後の利子　平成六十六年三月二十日
十六　償還期限　額面金額百円につき百円
十七　償還金額　日本銀行
十八　元利金支払場所　財務大臣から通知を受けた者
十九　入札参加者　平成二十七年二月二十六日
二十　払込期日

○財務省告示第八十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年二月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百二十二回、第百三十二回、第百三十四回、第百三十六回、第百四十一回及び第百四十四回）及び利付国庫債券（三十年）（第十二回、第十四回、第十五回、第十六回、第十七回、第十八回、第二十二回、第二十三回、第二十六回、第二十七回、第四十回及び第四十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行